

名称等	負担金及び返還金の支払遅延について
担当	政策推進部 政策企画課 直通 055-934-4813
	市民福祉部 健康づくり課 直通 055-951-3480
	出納事務局 直通 055-934-4729

- 1 要 旨** 政策推進部政策企画課が支払うべき負担金1件及び市民福祉部健康づくり課が支払うべき返還金1件の支払いが遅延し、遅延金及び延滞金を支払う必要が生じました。
- 2 概 要**（政策企画課）

令和5年1月29日に出席した県主催移住フェアの負担金7万円について、支払期限である3月6日までに支払わなければならないところ、4月14日に未払いであったことが判明しました。

判明後、直ちに支払処理を行い、4月19日に支払いを終えましたが、支払遅延による遅延金を支払う必要が生じました。 金額 253円

（健康づくり課）

令和3年度分国庫補助金の精算において、成人男性の風しん抗体検査受診者数が見込みを下回ったことから、当該事業に対する補助金の一部である408万1,000円について、令和5年4月11日までに返還しなければならないところ、4月18日に未払いであったことが判明しました。

判明後、直ちに支払処理を行い、4月19日に支払いを終えましたが、支払遅延による延滞金を支払う必要が生じました。 金額 9,794円
- 3 原 因** 財務会計システム上で支払処理を開始したにも関わらず、その後の支払い事務を失念したこと、また、支払い状況について確認する体制が整っていなかったことが原因です。
- 4 今後の対策** 支払い状況を定期的に確認するとともに、財務会計システムに支払いの遅延に対して警告を発する機能を速やかに追加し、再発防止を図ってまいります。